

防火・防災対策

1 災害時の対応

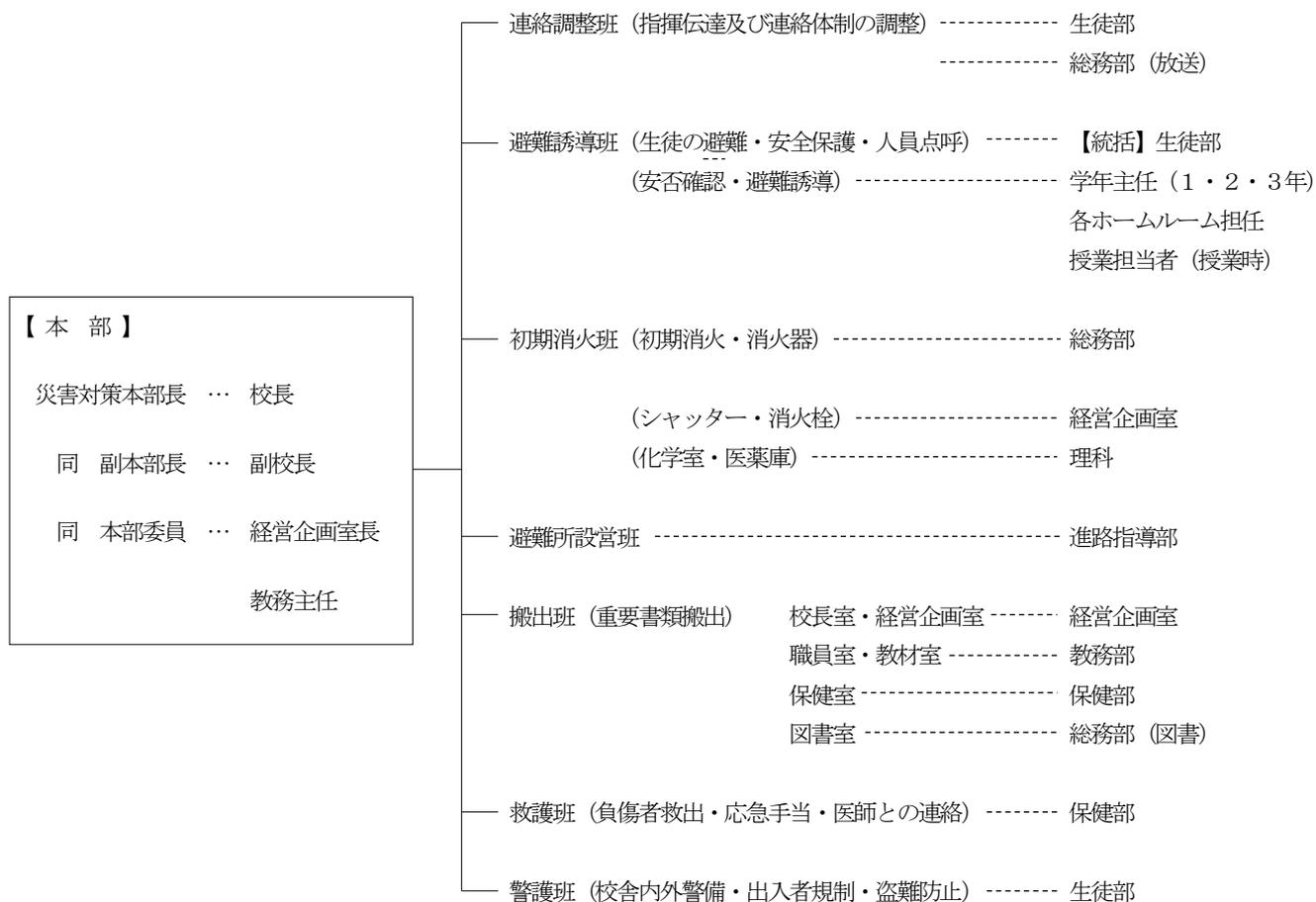
- (1) 災害発生時には、本校の体育施設の一部（剣道場、柔道場、体育館）を避難所として使用する。
（江東区との協定「避難所指定に関する協定書の締結について」平成9年1月27日付）
- (2) 災害発生時に災害の影響により帰宅できない人のために、本校に災害時帰宅支援ステーションを開設し、水、トイレ、休息の場、交通機関の運行情報等の提供を行い、帰宅のための支援を行う。
- (3) 災害発生時には、近隣住民の一時集合場所として本校のグラウンドを使用する。

2 日常の防災の取組

- (1) 「防災教育推進委員会」を設置し、防災教育及び地域との連携体制強化を推進（年間2回実施）。防災教育の有識者を招いた講演会の実施（年間1回実施）。
- (2) 避難（防災）訓練の実施…設定の異なる避難訓練を年間4回実施。防災講話、指定避難場所への避難体験、消火訓練などの体験学習の実施。
- (3) 地域と連携した防災訓練の実施…第1学年全生徒を対象に第二学期に実施。防災講話、防災学習、非常食による食事体験、応急手当及び救助体験などの体験学習の実施。
- (4) 教材を活用した防災学習及び地域の防災マップ作成などの学習活動の実施。
- (5) 地域総合防災訓練への参加や近隣の防災活動への協力による共助の精神の涵養。

3 自衛消防隊編成及び防火管理組織

<自衛消防隊編成表>



注：各担当責任者は主に各主任とする。経営企画室については、校長の指定した者とする。
担任は生徒誘導、点呼報告後所定の班に属する。

<防火管理組織表>

